

令和6年2月7日

東御市長 花岡 利夫 様

東御市国民健康保険運営協議会
会 長 俵 和一

東御市国民健康保険税率について（答申）

令和6年2月7日付け5市民第376号で諮問のありました、東御市国民健康保険税率について、当協議会で審議した結果、附帯意見を添え下記のとおり答申します。

記

1 答申

令和6年度における国民健康保険税率については、今年度に税率改定を実施したことを受け、被保険者に対する影響並びに令和6年度の財源確保の見通しが確認できたことを考慮し、諮問のとおり現行の税率を適用することが適当と判断します。

なお、国保財政運営が県と共同運営になっていることから、引き続き長野県国民健康保険運営方針に沿った検討を行い、国保税率改定の検討を含む財源確保を図るとともに、下記事項について一層の努力により東御市国民健康保険の健全な運営を図ることを求めます。

2 附帯意見

(1) 令和6年度においては、国保財政調整基金等により財源確保が可能なものの、基金は限りがあるため、被保険者数の減少による歳入減や医療費の伸びに対する今後の財源確保については、検討が不可欠であると考えます。

将来に向けた安定的な財政運営を維持するため、県の運営方針に掲げる今後の保険税水準の統一を視野に入れながら、かつ、被保険者への影響も考慮し、更に検討を進めること。

なお、賦課方式については、平成31年度に開始した資産割の段階的な税率縮小を継続させ、令和9年度までに資産割を廃止した3方式へ移行するため、調整を図られたい。

- (2) 特定健康診査・特定保健指導を引き続き行い、早期発見、早期治療による重症化予防につなげ、被保険者の健康維持に努めること。
- (3) 適正受診の推奨やジェネリック医薬品（後発医薬品）への切り替えを推進し、医療費の抑制に努めること。
- (4) 国民健康保険税の賦課限度額（令和5年度 医療分65万円、後期高齢者医療支援金分22万円、介護納付金分17万円）が改定された際は、その限度額に改定すること。
また、一定の所得以下の世帯に適用される均等割・平等割の軽減（7割・5割・2割）の適用対象が拡大された際は、低所得者に配慮して速やかに適用すること。
- (5) 国民健康保険税の収納対策に更なる力を注ぎ、収納率の向上に努めること。